

日本橋小中一貫校 P T A 規約
「大阪市立浪速小学校・大阪市立日本橋中学校」

第 1 章 名 称

- 第 1 条 この会は日本橋小中一貫校（浪速小学校・日本橋中学校） P T A と称し、事務所を大阪市浪速区日本橋西 1-7-6 に置く

第 2 章 目 的

- 第 2 条 この会は保護者と教職員が協力して、家庭と学校と社会における、児童・生徒の幸福な成長と健全な育成を図る事を目的とする
- 第 3 条 この会は、前条の目的を遂げるために次の活動をする
- ① 家庭と学校と緊密な連絡によって、児童・生徒を保護善導する
 - ② 家庭と学校と社会における教育的環境をよくする

第 3 章 方 針

- 第 4 条 この会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する
- ① 児童・生徒の教育ならびに福祉の為に活動する
 - ② 特定の政党や宗教にかたよらない
 - ③ この会、またはこの会の役員の名で公私の選挙の候補者を推薦しない
 - ④ この会は、自主独立のものであって、他の団体から支配・統制、または干渉を受けない
 - ⑤ 学校の教育方針、および人事には干渉しない

第 4 章 会 の 構 成

- 第 5 条 この会の会員となることのできる者は、次のとおりである
- ① この学校に在籍する児童・生徒の保護者および教職員
- 第 6 条 この会の会員はすべて会費を納める責任を有する。但し特別な事情がある場合には、会長の判断にゆだねる

第 5 章 会 計

- 第 7 条 この会の経費は、会費・事業収入および自発的な寄付によって支弁される
- 第 8 条 この会の経費は、総会において議決された予算に基づいておこなわれる
- 第 9 条 この会の資産は、すべて第 2 章にあげられた以外の目的の為に支出、または使用しては、ならない
- 第 10 条 この会の会費は、生徒・児童 1 人につき年額 ¥4,200 円とする。年度途中で転出する場合、翌月から年度末までの会費を月割りで返金する
- 第 11 条 この会の会計は、会計監査を経て、総会にて会員に報告しなければならない
- 第 12 条 この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から始まり、翌年 3 月 31 日に終わる
- 第 13 条 この会の会計については、別に会計規定を定めることができる

第 6 章 役員とその選挙

- 第 14 条 この会の役員は次のとおりである
- ① 会 長 1 名 保護者
 - ② 副会長 2～4 名 保護者
 - ③ 書 記 2～3 名 保護者
 - ④ 会 計 2～3 名 保護者
- 二 役員は他の役員、または会計監査員を兼ねることができない

- 三 副会長は1～6学年、7～9学年より各1名以上を含めること
- 第15条 役員（会長を除く）の任期は1年とする、但し再任を妨げない
- 二 役員は引続いて他の役員に選任されることができる
- 三 会長の任期は、最長で2年とし、連続でなければ再任を妨げない
- 四 役員の任期は、定期総会から、次年度の定期総会までとする
- 第16条 役員と会計監査委員長の選挙および就任は次のとおりおこなわれる
- ① 役員候補指名委員会（以下「指名委員会」という）をPTA会員の中から次のとおり13名を選出する
- (ア) 各学年の互選により、1名の学年代表による指名員を選出する
- (イ) 教職員の中から互選により、2名の指名委員を選出する
- (ウ) 実行委員の中から互選により、2名の指名委員を選出する
- ② 指名委員は、役員及び会計監査委員長の候補者になることはできない
- ③ 指名委員会は、役員及び会計監査委員長の立候補者の有無を確認するための期間を設け、立候補のある役職以外の候補者を擁立するものとする。但し、通算任期5期以上の役員経験のある立候補者は擁立できないものとする
- ④ 指名委員会は、立候補者が第19条に抵触しないかの確認をする
- ⑤ 指名委員会は、各役員別の候補者と会計監査委員長の候補者をあげ、役員選挙の少なくとも7日前までに全会員にしらせる
- ⑥ 役員に欠員が生じたときは一般会員から候補者の指名をなすことができる
- ⑦ 役員及び会計監査委員長の選挙をおこなう
- ⑧ 候補者の指名は指名委員会によってなされる場合も、一般会員からなされる場合も、その指名を発表する前に候補者の同意を得なければならない
- ⑨ 役員及び会計監査委員長は総会において承認を得る
- ⑩ 役員及び会計監査委員長は総会后就任する
- 第17条 会長に欠員が生じたときは副会長の中の1名が昇格する。任期は前任者の残任期間とする
- 第18条 会長以外の役員に欠員が生じたときは実行委員会がこれを補充する。任期は前任者の残任期間とする

第7章 役員の資格とその任務

- 第19条 この会の目的ならびに方針について十分な理解をもっている会員で、公選による公職者でない者、または、他の団体の役員でない者、は第6章の規定に従って役員に選挙されることができる
- 第20条 会長は次の職務を行う
- ① 総会および実行委員会を招集し、会議の議長となる
- ② 校長の意見を聞いて、常置委員会および特別委員会（役員候補者指名委員会を除く）の委員長を委嘱する
- ③ 各委員会（役員候補者指名委員会および会計監査委員会を除く）に出席して意見を述べることができる
- ④ この会の資産を管理する
- 第21条 役員は次の職務を行う

- ① この会の目的達成に必要な活動の年間計画を立案する
- ② 年間計画に基づく活動に必要な収支予算の調整を行い、諸活動を評価して次の企画の資料とする
- ③ 他の委員会に属さない事業・活動の企画を行う

第22条 副会長は次の職務を行う

- ① 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する
- ② 各委員会の事業・活動の調整を行う

第23条 書記は次の職務を行う

- ① 総会および実行委員会の議事、ならびにこの会の活動に関する重要事項を記録する
- ② 記録・通信・その他の書類を保管する
- ③ 会長の指示に従って、この会の庶務を行う
- ④ 総会・役員会・実行委員会の議事日程を立案する

第24条 会計は次の職務を行う

- ① 総会が決議した予算に基づいて、一切の会計事務を処理する
- ② 予算の立案に協力する
- ③ 会計簿を保管し、いつでも会員の閲覧に供する
- ④ 会計監査をうけて全会員に報告する

第25条 役員会は、役員及びこの学校の校長・副校長・教頭を以って構成される

第 8 章 会計監査委員会

第26条 この会の会計を監視するために、会計監査委員会を置く

ニ 会計監査委員会は委員長のほか、若干名の委員を置く

第27条 会計監査委員長の選挙および就任は第16条に準じて行う

ニ 会計監査委員長は、他の委員を選出することができる

第28条 会計監査委員会は、その年度の会計を監査し、年間1回以上全会員にその結果を報告する

第29条 会計監査委員の任期は最長2年とし、再任することはできない

第30条 会計監査委員長は役員会・実行委員会に出席して、意見を述べることができる

第 9 章 総 会

第31条 総会は全会員をもって構成され、この会の最高決議機関である

第32条 総会の定足数は、全会員の3分の1（委任状を含む）とする。決議は出席者の過半数の同意を要する

第33条 実行委員会が必要と認めたとき。または会員の3分の1以上の要求があり、且つ会員の過半数の同意を得た場合、会長は総会を招集することができる

第34条 総会は年1回以上開催する

第35条 この会の年間事業計画および審議決定ならびに決算報告の承認は総会で行う

第 10 章 実行委員会

第36条 実行委員会は、この会の役員・各委員会の委員長・委員および教職員を以って構成される

第37条 実行委員会の任務は次のとおりである

- ① 会長によって委嘱される各委員会の委員を承認する

- ② 各委員会によって立案された事業計画を審議検討する
- ③ 総会に提出する議案を調整する必要があるときは特別委員会を設ける
- ④ その他規約ならびに総会の決議に従って、この会の事務を処理する

第38条 実行委員会は毎月1回の定例会を開催することを原則とする

- ニ 実行委員会の決議は出席者の過半数の同意を要する

第11章 常置委員会および特別委員会

第39条 この会の活動に必要な事項について、調査、研究、立案するために次の常置委員会を置く

- ① 学級委員会 ② 広報委員会 ③ 体育厚生委員会
- ④ 人権啓発委員会 ⑤ 保健図書委員会

第40条 この会の特定の目的を遂行するために必要ある時は特別委員会を設けることができる

- ニ 特別委員会は、その任務が終わるとともに自動的に解散する
- 三 特別委員会の委員長は必要ある場合、実行委員会に出席して意見をのべることができる

第41条 各常置委員会ならびに特別委員会の委員長および委員の任期は1年とする、但し再任を妨げない

- ニ 常置委員会の人員配置及び、選任方法は下記のとおりである

- ① 学級委員会…………… 各学年の学級より、各2名、教職員若干名
- ② 広報委員会…………… 保護者より、各2名以上、教職員若干名
- ③ 体育厚生委員会…………… 1～6学年・7～9学年保護者より、各2名以上、教職員若干名
- ④ 人権啓発委員会…………… 保護者より、各2名以上、教職員若干名
- ⑤ 保健図書委員会…………… 保護者より、各2名以上、教職員若干名

※ 学級委員会のみ、欠員が生じたときは互選により選出する。但し、任期1年満了で役員：2、各委員会：1とし、合計3以上は永久免除される

- 三 常置委員会相互において委員は他の委員を兼ねる事ができない。常置委員会（学級委員会を除く）に欠員が生じたときは、学級委員が兼任する

- 四 特別委員会の委員長および委員はこの会の役員・常置委員会の委員長および委員が兼任してもよい

第12章 各委員会の任務

第42条 各常置委員会の任務および活動は次のとおりである

- ① 学級委員会

(ア) 保護者と教職員および保護者相互の連携と親睦をはかるため、学級集会（学年集会等を含む）を開催する

(イ) 教育環境を、より好ましくするようにつとめる

(ウ) 各常置委員会と協力し、会員相互への情報発信及び、連携を促すようにつとめる

(エ) その学年の会員が会員としての義務と権利を全うするようにつとめる

(オ) 他の委員会に属さない事業・活動の立案・運営を行う

- ② 広報委員会

(ア) 会員に対して、情報を伝達する

(イ) 小学校および中学校のPTA機関紙発行など各種の広報活動を通じて会員相互の意志の疎通と情報の伝達をはかる

③ 体育厚生委員会

- (ア) 児童・生徒の健康推進ならびに体力の向上をはかる
- (イ) 学校の美化環境整備に協力するとともに児童・生徒の福祉増進をはかる
- (ウ) 会員のスポーツ、レクリエーション活動へ参加する
- (エ) 学校における体育事情および体育環境を整備し協力する

④ 人権啓発委員会

- (ア) この会と同じ目的を持つ団体または機関の人権問題学習会へ参加する
- (イ) 単位PTAでの人権学習活動を推進するため、単位PTAにおける指導的立場にある人たちに対する研修事業を推進する
- (ウ) 日常的、継続的な人権啓発事業としての広報活動につとめる

⑤ 保健図書委員会

- (ア) 児童・生徒の健康増進をはかり、会員の保健衛生に対する理解を深めるようつとめる
- (イ) 学校給食が十分な効果をあげるようにつとめる
- (ウ) 学校の保健給食事業に協力する
- (エ) 学校の図書活動を活発にする

第43条 教職員は各常置委員会、特別委員会に出席して意見を述べることができる

第44条 各常置委員会および特別委員会は、その事業計画について実行委員会にはからなければならない

第 13 章 改 正

第45条 この規約は総会において出席者（委任状を含む）の3分の2以上の賛成によって改正することができる。ただし改正案は総会の少なくとも1週間前にその内容を全会員に知らせておかなければならない

第 14 章 慶 弔

第46条 会員の慶弔規定は、「日本橋小中一貫校PTA慶弔規定」にこれを定める

附則1

平成29年度、日本橋小中一貫校PTA設立役員は、第6章 第14条の役員を会長と副会長（若干名）のみとし、第6章 第16条の指名委員会を平成29年度PTA準備委員会と読み替え、13名からなる役員候補者指名委員会により、役員の選挙および、就任を行うものとする。

附則2

第5章 第10条に記載されておりますPTA会費の年額4,200円(月額350円)については、年度で一括徴収します

立案 2018年1月23日 PTA準備委員会にて

制定 2018年2月13日 日本橋小中一貫校PTA設立総会にて

改正 2024年2月15日 日本橋小中一貫校PTA総会にて